

因州和紙振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、因州和紙振興補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、因州和紙を伝承していくため各種事業に取り組んでいる団体に助成し、和紙文化の伝承並びに和紙産業の安定及び発展を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者は、鳥取県因州和紙協同組合（以下「協同組合」という。）及び山根水道組合（以下「水道組合」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、協同組合又は水道組合が行う、別表に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該事業に係る本補助金以外の収入を除いた額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請をするに当たって、当該補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、又は一般課税事業者のいずれに該当するかを申請書類等に明記しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変

更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(交付決定の時期)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金額の増額を伴う変更以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第1号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 5月23日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年 5月 1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行し、令和 4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8年 6月 1日から施行し、令和 8年度の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	摘 要
水源確保事業費	山根地区の組合員が紙漉用の水を取水するための水源を確保するために行う事業
後継者育成事業	和紙組合青年部が後継者などを対象に行う後継者確保及び育成に関する事業
教育情報事業	組合員に対し経営管理及び生産技術の向上を図るために研究会・講習会や情報の提供をする事業
産業振興事業	伝統工芸品産業の振興を図るために行う事業 ・因州和紙フェア ・紙祖碑まつり ・大阪和紙まつり ・全和連大会 ・その他伝統工芸産業の振興に関する法律に基づき必要と認められる事業

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった因州和紙振興補助金について、因州和紙振興補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 交付された補助金等の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額 (2 から 3 の額を差し引いた額) | 金 | 円 |
- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 (別紙)
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表 (写し)